

令和元年仙審第35号

裁 決

押船A被押起重機船B乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官鈴木勲出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年5月27日12時30分

新潟県名立漁港北東方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	押船A	起重機船B
総トン数		19トン	1,153トン
全長		15.70メートル	48.00メートル
機関の種類		ディーゼル機関	
出力		882キロワット	

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

押船Aは、2機2軸2舵を備え、常時、その船首部を非自航型の起重機船Bの船尾中央凹部に^{かんごう}嵌合して油圧式のピンジョイントで結合し、全長約59.4メートルの押船列（以下「A押船列」という。）を構成しており、専ら港湾土木工事に従事していた。

Aの操舵室は、A押船列を構成したときに周囲が見通せるように上甲板から約7.5メートルのやぐらの上に配置され、同室前部中央に操舵スタンド、その右舷側に主機遠隔操縦装置及びレーダー、左舷側にバウスラスター制御盤及びGPSプロッターをそれぞれ備えていた。

(2) 名立漁港沖合の状況

名立漁港は、新潟県鳥ヶ首岬の西部に位置し、同岬の北西方沖合には海岸線から約500メートル付近まで拡張する浅礁域（以下「名立浅礁」という。）があり、海図W1180に同浅礁域が表示されていた。

(3) 関係人の経歴等

(省略)

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、Bの作業員5人を乗せ、名立漁港の西防波堤消波ブロック撤去工事で、令和元年5月27日08時20分新潟県直江津港を発し、名立漁港に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、名立漁港での工事は初めてであったことから、同漁港周辺の水路状況を把握していなかったものの、平素、水路状況に不安を感じない海域については、GPSプロッターに表示される5メートル等深線を信頼し、無難に工事を行って帰港

していたことから、今回も無難に工事を行って帰港できるものと思
い、海図W1180を取り寄せ、同漁港周辺の水路状況を海図に当
たるなど、水路調査を十分に行わなかった。

Aは、名立漁港の西防波堤消波ブロック撤去工事を終え、船首
1.1メートル船尾2.6メートルの喫水をもって、消波ブロック約
540トン積載して船首1.5メートル船尾2.4メートルの喫水
となったBとA押船列を構成して12時00分同工事海域を発進し、
直江津港に向け帰途に就いた。

a受審人は、自ら操舵スタンド後方に立って操船に当たり、甲板
員1人を見張りに就かせ、往航時の航跡をGPSプロッターに残し
ていたことから、同航跡線に沿って航行することとし、12時20
分名立港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から
215度（真方位、以下同じ。）470メートルの地点で、針路を
358度に定め、5.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、
手動操舵によって進行した。

12時23分半少し過ぎa受審人は、西防波堤灯台から304度
340メートルの地点に至り、右舷船首方に漂泊中の3隻のプレジ
ャーボートを認め、これを避航することとして針路を064度に転
じたところ、正船首方約990メートルのところの名立浅礁の暗岩
に向首接近する状況となったものの、水路調査を十分に行っていな
かったため、その状況のまま続航した。

こうして、a受審人は、名立浅礁の暗岩に向首したまま進行し、
12時30分西防波堤灯台から044度870メートルの地点にお
いて、A押船列は、原針路、原速力のまま、名立浅礁の暗岩に乗り
揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあ

たり，視界は良好であった。

乗揚の結果，Bの右舷船底外板に破口を生じ，のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は，名立漁港において，初めて同漁港で消波ブロックの撤去工事に従事する際，水路調査が不十分で，名立浅礁の暗岩に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は，名立漁港において，初めて同漁港で消波ブロックの撤去工事に従事する場合，発航に先立ち，海図W1180を取り寄せ，同漁港周辺の水路状況を海図に当たるなど，水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが，同人は，平素，水路状況に不安を感じない海域については，GPSプロッターに表示される5メートル等深線を信頼して無難に工事を行って帰港していたことから，今回も，無難に消波ブロックの撤去工事を行って帰港できるものと思い，同漁港周辺の水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により，名立浅礁の暗岩に向首したまま進行して乗揚を招き，Bの右舷船底外板に破口を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和2年1月30日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭